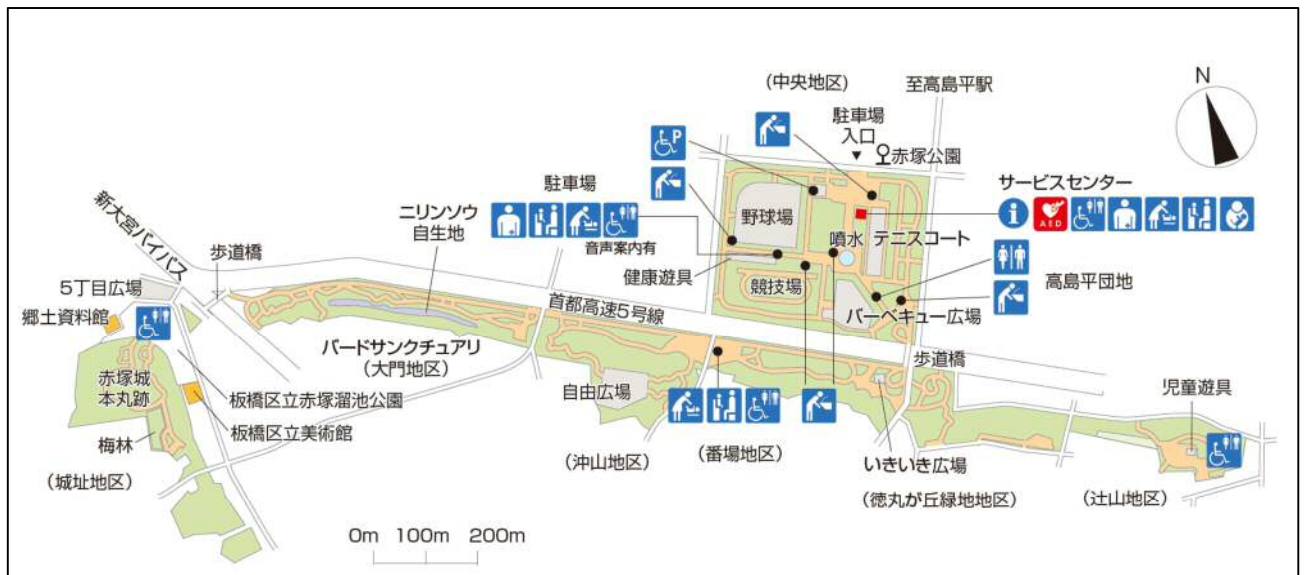


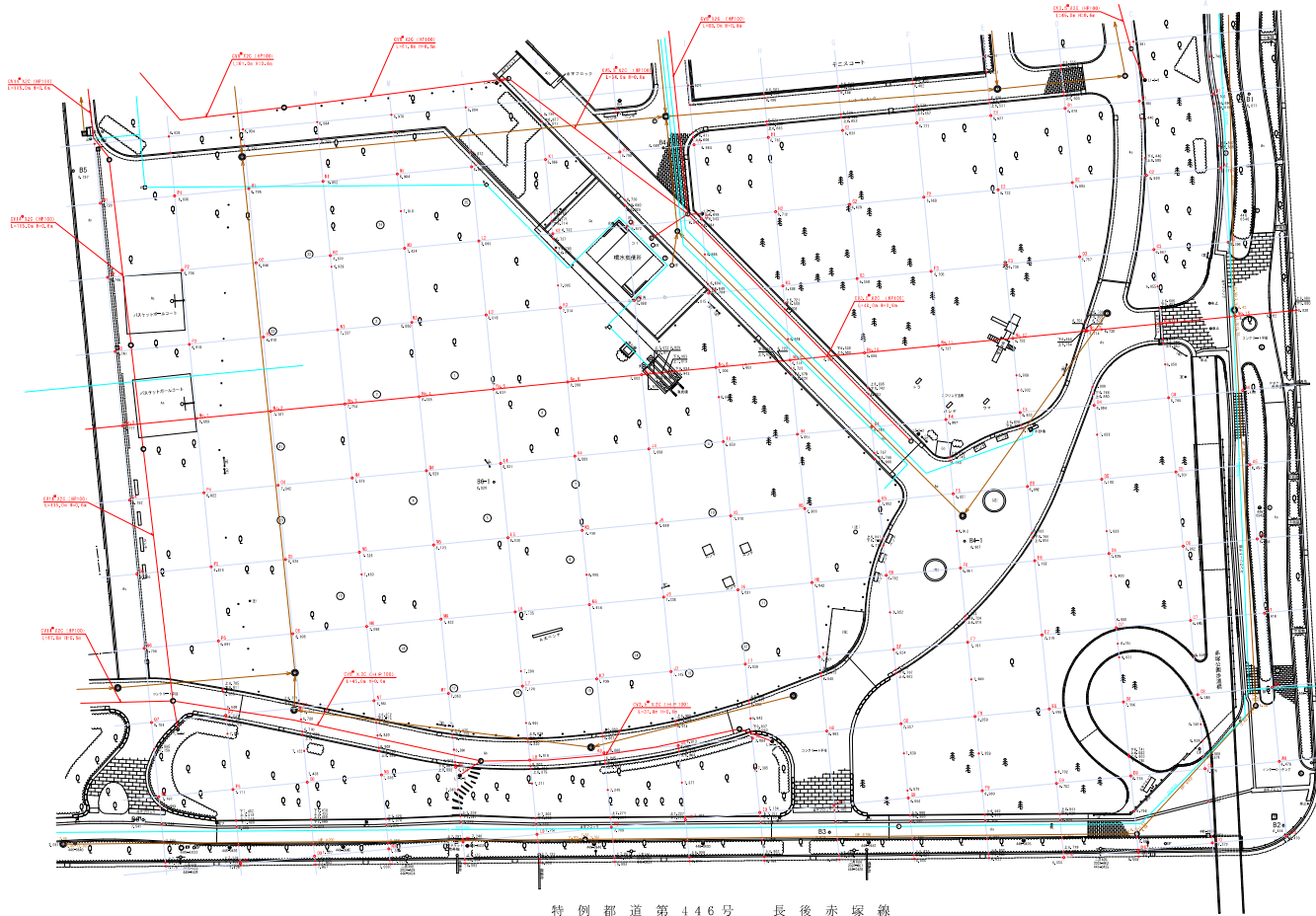
【位置図】



【公園マップ】







特例都道第446号 長後赤塚線

特例都道第446号 長後赤塚線

凡 例

記号	説明	記号	説明	記号	説明
①	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
②	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
③	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
④	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
⑤	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
⑥	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
⑦	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
⑧	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
⑨	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
⑩	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
⑪	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
⑫	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
⑬	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
⑭	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
⑮	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
⑯	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
⑰	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
⑱	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
⑲	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
⑳	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㉑	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㉒	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㉓	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㉔	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㉕	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㉖	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㉗	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㉘	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㉙	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㉚	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㉛	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㉜	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㉝	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㉞	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㉟	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㊱	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㊲	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㊳	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㊴	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㊵	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㊶	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㊷	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㊸	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㊹	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㊺	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㊻	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㊼	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㊽	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㊾	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㊿	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート
㊿	北スズル中心	■	基礎	〇	鉄筋コンクリート

※ この図面は参考資料であり、現況を正確に表していることを保障するものではありません。

種別	色	線種
水道	赤	→
下水道	青	→
電気	黒	→

水準基準  
 特例二丁目30  
 『野瀬保田地19年簿記』  
 高島野中丁目30  
 『野瀬保田地19年簿記』  
 基準日 平成30年1月1日

土地の表示  
 縦横高さ三丁目（独立系非公算内）

## 都立赤塚公園多面的活用プロジェクトに関する基本協定（案）

東京都(以下「甲」という。)&及び〇〇〇(以下「乙」という。)&は、都立赤塚公園多面的活用プロジェクト(以下「本事業」という。)&の実施にかかる必要な事項を定めるため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)&を締結する。

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本協定は、甲乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するため必要な事項を定めるものとする。

(収益施設設置可能区域と内容)

第 2 条 乙は、東京都板橋区高島平三丁目他に位置する赤塚公園内の別図に示す収益施設の設置可能区域(以下「収益施設設置可能区域」という。)&において、都立赤塚公園多面的活用プロジェクト事業者募集(以下「募集」という。)&にて乙が提案した事業提案に基づき、本協定締結後、甲及び事業に関係する機関等との協議を経て確定する事業内容を包括的に実施するものとする。

2 乙は、事業内容について、次の項目を記載した本事業実施期間(以下「事業期間」という。)&中の事業計画書を都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 5 条第 1 項に規定する公園施設の設置許可(以下「設置許可」という。)&申請前までに作成し、甲へ提出するものとする。

- (1) 収益施設設置可能区域における取組の計画(収益施設の設置・運営・管理に係る計画)
- (2) 公園の魅力創出に係る取組の計画
- (3) 緊急時の連絡体制
- (4) 人員配置計画
- (5) 収支計画
- (6) その他必要な事項

(事業期間及び協定期間)

第 3 条 事業期間及び本事業の協定期間(以下「協定期間」という。)&は、本協定締結の日から令和 12 年 3 月末日までとする。ただし、乙は、甲と協議の上、10 年間を上限として事業期間及び協定期間を延長することができる。協定期間を延長する場合は、甲及び乙の協議により本条の協定期間を変更する旨の協定を締結することとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに定める場合においては、事業期間及び協定期間の終了日について、甲が定め、別途、乙に通知するものとする。

- (1) 設置許可が取り消された場合
- (2) 設置許可を更新しない場合
- (3) 第 28 条及び第 29 条に基づき事業を途中で中止する場合

(解体・撤去期間)

第4条 乙は、事業期間終了時までには本事業にかかる施設等の解体・撤去を終了しなければならない。

2 乙は、やむを得ない事情により、前項に定める期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

(指定期日)

第5条 乙は、本協定締結の日から速やかに施設の整備等にかかる手続きを行い、工事着手日の1か月前までに、工事着手日及び工事完成日等を定めた工事工程を、書面により甲へ提出し、甲の承諾を得なければならない。なお、工事に際しては、乙の責任で近隣住民等を対象に説明を行わなければならない。

2 乙は、前項の工事工程に基づき、工事等に着手し、令和3年6月末までに営業等を開始しなければならない。

3 乙は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

(財産等)

第6条 第2条第1項に規定する事業の実施にかかる施設等の全ての整備費用及びこれに係る手数料等一切の経費は乙が負担する。

2 乙は、協定期間中、本事業に基づき乙が設置した管理運営を行う施設等の所有権を保有するものとし、これにかかる一切の費用は乙が負担する。

3 乙は、協定期間中、本事業に基づき実施する運営・管理等に係る一切の費用を負担する。

## 第2章 許可の取得

(都市公園法に基づく許可の取得)

第7条 乙は、工事着手までに、書面をもって甲に対し、設置許可等を申請し、その許可等を受けなければならない。

2 乙は、都市公園法その他の法令等の規定やその改正により、又は事業継続に支障があると判断し、甲が許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

(その他の法令に基づく許可の取得)

第8条 乙は、前条第1項に定める手続のほか、その他の法令等に基づき、関係機関との協議を行い、事業の実施に必要な手続及び許可の取得を行うものとする。なお、これにかかる一切の費用は乙が負うものとする。

## 第3章 事業者の責務と行為の制限等

(乙の遵守事項)

第9条 乙は、設置許可に伴う許可条件を遵守し、収益施設設置可能区域の安全確保に努めるとともに、施設等の適正な管理運営を行わなければならない。

- 2 乙は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、書面により速やかに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、本事業に関し、関係法令等を遵守しなければならない。
- 4 乙は、甲から提供を受けて知り得た秘密を協定期間中のみならず、協定期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5 乙は、自己の業務従事者その他の関係者に前項の義務を遵守させなければならない。
- 6 乙は、次の事項を記載した事業報告書を年度毎に作成して、翌年度4月末日までに速やかに提出しなければならない。
  - (1) 収益施設の運営・管理状況（売上げ、客数など）
  - (2) 公園の魅力創出に係る取組状況
  - (3) 事業収支
  - (4) その他必要な事項
- 8 乙は、前項に係る事項のほか、本事業の効果等について甲から報告を求められた場合は、協力するものとする。

(施設等の運営・管理等)

- 第10条 乙は、その責任と費用負担に基づき、収益施設の維持管理及び修繕等を行わなければならない。
- 2 乙は、公園の魅力創出に係る提案に基づき、甲や関係者と調整の上、良好に運営・管理しなければならない。
  - 3 乙の収益施設以外の赤塚公園内における管理については、引き続き指定管理者が行う。ただし、乙の管理下において園地を汚損もしくは破損し原状回復が必要となった場合、乙はその責任と費用負担に基づき、清掃又は修繕等の必要な措置を講じて原状回復するものとする。
  - 4 乙は、収益施設において、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるよう十分に配慮するものとする。
  - 5 乙は、行政判断を伴う事務が発生した場合には、甲と協議の上、その指示に従うものとする。
  - 6 乙は、収益施設周辺で開催される各種イベント等(甲乙以外の第三者が実施するイベント等を含む。)に協力するものとする。
  - 7 乙は、公園の魅力創出に係る取組の実施に当たり、甲から求めがあった場合は詳細を記載した実施計画書を提出し、甲の指示に従うとともに、必要に応じて、指定管理者と調整を行うものとする。

(安全対策及び事故等への対応)

- 第11条 乙は、本事業の実施に当たり事故、災害等に対応するための体制を整備し、甲と協議の上、その体制について書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、赤塚公園におけるイベント開催時など来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について、甲及び関係者と協力してその対応に当たるものとする。
  - 3 本事業の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行う。また、その経過を原則として指定管理者を通じて甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

する。

4 甲は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の一部又は全部の停止を命じることができる。

(赤塚公園関係者との連携)

第 12 条 乙は、指定管理者をはじめとする公園関係者と連絡調整を行い、協力しながら事業を進めるものとする。

(施設等用途の制限)

第 13 条 乙は、次に定める施設を設置することはできない。

- (1) 政治的又は宗教的用途に使用する施設
- (2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業の用途に使用する施設
- (3) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等の用途に使用する施設
- (4) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される用途に使用する施設
- (5) (1) から (4) までに定めるもののほか、甲が公園利用との関連性が低く、都市公園法に規定する「公園施設」とみなすことができないと判断する施設

(行為の制限)

第 14 条 乙は、収益施設設置可能区域において、次に定める行為を行い又は第三者に行わせることはできない。

- (1) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- (2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業
- (3) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- (4) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者、東京都暴力団排除条例（平成 23 年条例第 54 号）第 2 条第 4 項に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）の活動
- (6) (1) から (5) までに定めるもののほか、甲が公園利用との関連性が低く、必要とみなすことができないと判断する行為

(私権の制限)

第 15 条 乙は、本協定に基づく権利及び設置許可等の権利について、第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供することはできない。

2 乙は、収益施設設置可能区域の敷地について、借地権その他のいかなる権利も主張できない。

3 乙は、収益施設設置可能区域の敷地を第三者に占有させる等、甲の権利を侵害し、又は侵害

する恐れのある一切の行為をしてはならない。

(委託の禁止等)

第 16 条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、収益施設の主たる運営を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 乙は、本事業の一部(収益施設の主たる運営を除く。)を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は、前項の規定により委託を行う場合、当該委託先に本協定の規定、設置許可等の条件その他関係法令等を遵守させなければならない。
- 5 乙は、委託先が第 28 条第 1 項の(5)から(8)までのいずれかに該当することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

(事業の調査等)

第 17 条 甲は必要と認める場合、本事業の状況について自ら調査を行い、又は乙に報告を求めることができる。甲が調査を行う場合には、乙は協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。
- 3 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

## 第 4 章 公園使用料及び保証金等

(公園使用料)

第 18 条 乙は、東京都立公園条例(昭和 31 年東京都条例第 107 号)及び東京都立公園条例施行規則(昭和 32 年東京都規則第 37 号。以下「規則」という。)に定められた公園の使用料及び占用料を、甲が指定する期日までに甲に支払うものとする。なお、東京都立公園条例及び規則の改正により、使用料及び占用料が変動する場合がある。

- 2 乙による使用料及び占用料の支払いに遅延があった場合、甲はこれを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

(保証金)

第 19 条 乙は、規則第 3 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、使用料その他本事業から生じる全ての債務の担保として、使用料の 3 か月分の額に、設置許可を受ける施設の工事予定額の 10 分の 1 を加算した額を、第 4 条第 1 項に定める施設等の解体・撤去にかかる手続終了時まで無利息で甲に預託しなければならない。

- 2 乙は、前項の保証金額を別途甲の定める期日までに納入しなければならない。
- 3 甲は、第 4 条第 1 項により乙が施設等を撤去し、第 31 条第 1 項に定める原状回復を完了した後、未払いの債務があればその弁済に保証金を充当した残額を乙に返還する。
- 4 保証金を前項の未払いの債務に充当してもなお不足が生じた場合は、乙は、甲の請求により直ちにその不足額を甲に支払わなければならない。
- 5 乙は、保証金をもって、本協定に基づき発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当すること



を請求できない。

## 第5章 事業実施に当たっての負担区分等

(リスク分担)

第20条 協定期間中の甲乙のリスクの分担は別紙のとおりとする。ただし、別紙に定めるもの以外の事項については甲乙協議により決定する。

2 乙は、定期点検など、甲の管理運営業務等に伴い休業等のリスクが発生した場合を含め、いかなる場合においても、甲に対し休業補償等を請求することができない。

(損害賠償等)

第21条 甲が第28条第1項により本協定を解除した場合、その他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被り、又は被る恐れのある場合、乙は当該損害を賠償し、又は甲に損害が生じないよう然るべき措置をとらなければならない。

(第三者に与えた損害)

第22条 乙は、事業の実施に伴い、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

(地震等による損害)

第23条 甲は、地震、火災、風水害、盗難、その他甲の責に帰すことの出来ない事由によって乙が被った損害については、賠償する責を負わない。

(瑕疵担保)

第24条 乙は、本協定締結後、収益施設設置可能区域内で隠れた瑕疵を発見しても、甲に対し使用料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

## 第6章 事業報告、事業内容の変更、中止等

(事業の報告)

第25条 乙は、第9条第6項で規定する事業報告書において、翌年度の4月末日までに事業の実施状況について甲に報告し、甲の確認を受けなければならない。

(事業内容の変更、中止等)

第26条 社会経済情勢の変化に伴う公園利用者の利便性の向上を目的とする場合、収益施設設置可能区域に隠れた瑕疵が発見された場合、天災地変などの不可抗力が発生した場合等のやむを得ない事由等により、第2条第2項に規定する事業計画書に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合は、乙は相当の期間を設けて甲と協議を行った上で、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得て、事業の内容を変更することができる。

2 乙は、社会状況の変化や都民ニーズ等を踏まえ、甲から事業計画書の見直しを求められた場合は、協力するものとする。

3 甲は、乙が本協定、設置許可等の条件又はその他関係法令等に違反するなど、必要があると

認める場合、本事業の内容の変更又は一時中止を指示することができる。

(暴力団員及び暴力団関係者による不当要求を受けた場合の報告等)

第 27 条 乙は、本事業の実施に当たり、暴力団の構成員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定するもの。以下「暴力団員」という。)又は、暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

2 乙は、本事業に関して受託をさせた者が暴力団員又は暴力団関係者から妨害及び不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、事業協力者等に対し警察への届出を行うよう指導しなければならない。

3 乙は、前項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

## 第 7 章 協定の解除等

(甲による協定の解除等)

第 28 条 甲は、第 3 条の事業期間及び協定期間にかかわらず、次のいずれかの事由がある場合には、本協定を解除し、事業を終了することができる。

(1) 乙が、本協定、設置許可等の許可条件又はその他関係法令等に違反する行為を行った場合

(2) 乙の収益施設の営業等の開始時期が乙の都合により、事業計画書に示したスケジュールから著しく遅延する等、円滑な事業実施が困難と判断される場合

(3) 第 25 条の事業報告により、事業継続が不可能と判断される場合

(4) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合

(5) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続の申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合

(6) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(7) 乙が、監督官庁により営業取消もしくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止もしくは停止した場合

(8) 乙が、暴力団員又は暴力団関係者に該当する場合

2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、既納の使用料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払いを求めることはできない。

(甲乙の合意による協定の解除等)

第 29 条 乙は、経営状況など乙の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の 6 か月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行った上で、甲乙協議の上、甲が同意した場合に限り、本協定を解除し、事業を終了することができる。

2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、既納の使用料の還付を求めることはできない。

- 3 本協定締結後、天災地変などの不可抗力により、乙の所有する施設等が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等、乙の責めに帰すべき事由によらず本協定の履行が不可能となった場合、甲と乙は協議し、合意のうえ本協定を解除し、事業を終了することができる。
- 4 甲の責任により本事業が中止又は延期された場合、甲乙協議の上、本協定を解除し、事業を終了することができる。
- 5 前二項の規定により本協定を解除した場合において、甲と乙が協議し既納の使用料の還付について合意した場合には、甲は使用料の全部又は一部を乙に還付する。

(協定の解除等の公表)

- 第 30 条 甲は、第 26 条第 3 項に基づき、本事業の内容の変更又は一時中止を指示した場合、又は、第 28 条第 1 項に基づき本協定を解除した場合、乙の商号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。
- 2 前項の場合において、乙が第 28 条第 1 項（8）に該当するときは、その具体的内容を公表するものとする。

## 第 8 章 原状回復の義務

(原状回復の義務)

- 第 31 条 乙は、事業期間の終了時又は第 3 条第 2 項に基づき甲が定める終了日までに、収益施設設置可能区域及び乙の責により汚損もしくは破損した部分を、原状に回復の上、甲の立会いのもとで甲に返還しなければならない。ただし、原状回復の内容及び範囲については、原状回復を行う前に甲と協議して決定する。
- 2 前項の規定による原状回復にかかる費用は、乙が負担する。
  - 3 乙が、本条第 1 項の規定により原状回復する場合、乙はその内容や時期、方法等について、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
  - 4 乙が本条第 1 項の規定による原状回復を行わない場合、甲は代わりにこれを行い、乙に費用を請求することができる。この場合において、甲は原状回復にかかる費用につき第 19 条第 1 項の保証金を充当することができる。
  - 5 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責を負わないものとする。

## 第 9 章 補則

(届出義務)

- 第 32 条 乙は、次のいずれかの事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届出なければならない。
- (1) 乙の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号及び名称を変更した場合
  - (2) 乙が銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続の申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
  - (3) 乙が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (4) 乙が、本事業の実施に関わり、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた

場合

- (5) 乙が、本事業の実施に関わり、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、損害を被った場合
- (6) 収益施設設置可能区域内に存する公園施設が、本事業の実施に関わり、滅失又は毀損した場合
- (7) 第2条第1項で定める乙の収益施設設置可能区域の全部又は一部を第三者に占拠された場合

(管轄裁判所)

第33条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所を専属の管轄裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

(個人情報等の取扱い)

第34条 乙は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）その他関係法令を遵守し、業務を遂行する上で適正に個人情報等を取り扱うものとする。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事件・事故の発生若しくはそのおそれのあるときは、直ちにその旨甲に報告し、適切な対応をするものとする。

(補則)

第35条 本協定に規定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義を生じた場合は、甲乙は、誠意をもって協議するものとする。

2 甲乙協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲) 東京都

(所在地) 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

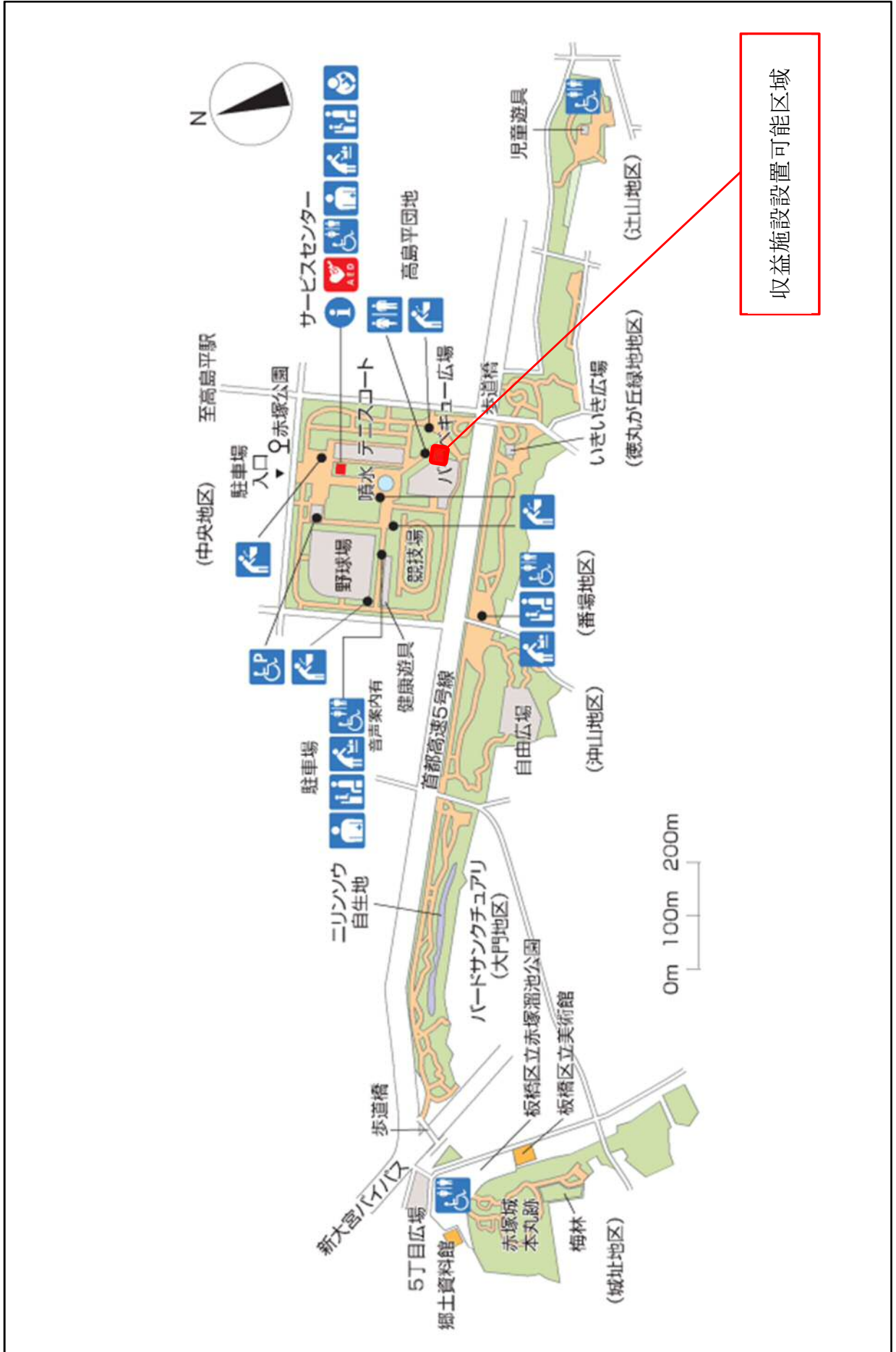
(代表者) 東京都知事 小池 百合子

乙)

(所在地)

(代表者)

別図 収益施設設置可能区域



別紙 甲乙のリスク分担

リスクの種類	内容	負担者	
		甲	乙
法令変更	事業者が行う整備・管理業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	事業者が行う業務（工事・維持・運営）に起因する事故、施設や機器等の不備に起因する事故において第三者に損害を与えた場合		○
物価	事業者決定後のインフレ・デフレ		○
金利	事業予定者決定後の金利変動		○
不可抗力 ※1	自然災害等による業務の変更、中止、延期		○
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	甲の責任による中止・延期	○	
	事業者の責任による中止・延期		○
	事業者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
施設競合 ※2	競合施設による利用者減・収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
施設損傷	施設、機器等の損傷		○
債務不履行	事業者の事由による業務並びに契約内容の不履行		○
収益施設のリスク ※3	施設、機器、物品等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴うリスク		○
公園の魅力創出に関する取組に係るリスク	提案に基づく取組（イベント等の開催、整備及び改修等）による事故等のリスク		○

※1

- ・施設等が復旧困難な被害を受けた場合、甲は、乙に対し当該施設に関する全ての業務の停止を命じることがある。
- ・災害発生時には、避難場所の確保や災害対応のために、業務の一部又は全部の停止を命じることがある。
- ・甲が乙に対し、業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、甲は乙に対する休業補償は行わない。

※2

- ・公園内には、既に自動販売機が設置されており、今後、便益施設の新設等が行われた場合でも、甲は乙に対して補償を行わない。
- ・公園内及び周辺における甲や第三者のイベント等の開催に伴い、乙の事業に損失や休業等が発生した場合など、いかなる理由においても、甲は乙に対して補償を行わない。

※3

- ・施設・機器等の不備又は施設管理上の瑕疵等による事故への対応のため、乙はリスクに応

じた保険に加入するものとする。

※その他の注意事項

- ・甲が行う公園内施設の管理、運營業務（定期点検など）に伴い、事業者の事業に休業等が発生した場合であっても、原則として、甲は事業者に対して補償を行わない。